

**職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備する。（第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第2項、第13条第1項並びに第18条第2項）

2 新旧対照表（議案集 55 ページから 56 ページまで）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月文京区条例第4号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（一週間の正規の勤務時間）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（一週間の正規の勤務時間）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児</p>

勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定により定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。

(正規の勤務時間の割振り)

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日(次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 (略)

(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日

(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間

育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定により定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。

(正規の勤務時間の割振り)

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日(次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 (略)

(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日

(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任

勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては八日以上での週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第五条 （略）

- 2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては八日以上での週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第五条 （略）

- 2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

第六条～十二条 (略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2～5 (略)

第十四条～七条 (略)

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)

第十八条 (略)

2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第十九条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法

第六条～十二条 (略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2～5 (略)

第十四条～七条 (略)

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)

第十八条 (略)

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第十九条 (略)

律第六十三号) 附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)については、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。